

特定技能所属機関等による届出書の作成が複雑となっている現状を踏まえ、届出書の統合及び記載内容の簡素化を図り、届出書作成の負担を軽減させる目的により実施

令和4年8月30日より、出入国在留管理庁HPで公表し、運用開始

随時届出の様式変更の目的

一つの事象が複数の届出事由に該当する場合、これまで届出事由毎に届出書を作成し、提出する必要があったところ、これらの届出書を統合することにより、1部の届出書を作成するだけで届出が可能となるもの

様式変更後の提出書類

登録支援機関から支援を受けていた特定技能外国人が退職した場合



変更前
様式第3-1号（雇用契約終了）及び
様式第3-3号（委託契約終了） 各1部



変更後
様式第3-1-2号（新設）のみ



支援を委託する登録支援機関を変更した場合



変更前
様式第3-3号 2部
（委託契約終了及び新たな委託契約締結）



変更後
様式第3-3-2号（新設）のみ

定期届出の様式変更の目的

支援実施状況に係る届出書（四半期毎に提出）について、様式を簡素化することにより、届出書作成の負担を軽減

届出書簡素化の内容

○ これまでは、全10項目ある支援全てについて、「実施」「未実施」「支援対象なし」から選択

→ 10項目すべて選択しなければならないため、作成時の負担となっていた

→ 「支援対象なし」と「未実施」の区別が難しく、作成時の負担となっていた



○ 様式変更後は、「すべて実施した」「実施していない支援がある」から選択

→ 支援計画書において実施すべき支援を全て実施した場合、「すべて実施した」を選択するだけで届出が可能 ※1

※1 実施していない支援の詳細については、「支援未実施に係る理由書（新設）」を作成・添付して報告

※2 その他令和4年3月31日より、生活オリエンテーションの確認書を提出不要（要保管）に変更

○ 技能実習計画の認定申請書の根拠規定

技能実習計画の認定制は、平成29年11月に施行された技能実習法において、限られた実習期間の中で、技能実習生ごとに、段階的かつ計画的に技能等を確実に修得等させる観点から、新たに設けられたもの。

<参照条文>

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（抄）

第八条 技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人…（中略）…は、主務省令で定めるところにより、技能実習生ごとに、技能実習の実施に関する計画（以下「技能実習計画」という。）を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2～5 略

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（抄）

第四条 法第八条第一項の認定の申請は、別記様式第一号による申請書（注）の正本一部及び副本一部を提出して行わなければならない。

（注）当該申請書には、「技能実習計画認定申請書」、「技能実習計画」、「入国後講習実施予定表」、「実習実施予定表」が含まれている。

○ 申請書類の簡素化に係るこれまでの取組

- ・ 同時に2以上の申請を行う場合や、過去一定期間に同一の書類を提出している場合の重複する書類の提出の省略（平成30年9月～）
- ・ 様式の統合や廃止（36様式→32様式）（令和2年4月～）
- ・ 他の様式等の項目により確認可能な記載項目の見直し（18様式24項目）（令和2年4月～）
- ・ 様式を誓約書にすることにより契約書等の添付書類を廃止（2様式）（令和2年4月～）
- ・ 申請等の入力支援ツールであるQRコード付き申請フォームの作成（令和2年9月～）
- ・ 押印の省略（令和2年12月～） 等

○ 技能実習制度に係る申請手続等の今後の取組

- ・ 外国人技能実習機構における技能実習計画の申請手続等について、令和7年末までにオンライン化できるよう検討（令和5年度概算要求にてオンライン化に係る経費を計上）
- ・ 技能実習法附則等において定められている技能実習制度等の見直しにおいて技能実習制度の在り方を総合的に検討予定